

大紀町一般廃棄物処理基本計画【概要版】 (令和5年度～令和17年度)

1. 基本的事項

1.1 計画策定の目的・趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、平成28年3月に見直しを実施した前計画策定以降の社会環境や社会情勢等の変化を考慮し、本町の一般廃棄物の処理に関する施策の円滑な実施を図り、長期展望のもとに本町にふさわしい循環型社会を構築することを目的とします。なお、社会情勢等の変化によりごみ量・ごみ質、し尿量及び浄化槽汚泥量等が変化した場合は、本計画を適宜見直していくものとします。

1.2 計画の期間

生活排水処理基本計画については、令和17年度を計画目標年度としますが、ごみ処理基本計画については、本町のごみ処理との関わりが深い香肌奥伊勢資源化広域連合(以下、「広域連合」と言います。)の施設整備計画の作成が進行中であるため、令和9年度を計画目標年度(中間)とし、令和10年度を目途として、広域連合の新たなごみ処理体制を考慮した見直しを行うものとします

表1 計画目標年度

項目	H28	R2	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
生活排水処理基本計画	■		■	◎	→ 計画目標年度											
ごみ処理基本計画	◆	◇	◆	◎												→ 計画目標年度(中間)
	当初計画	当初計画目標年度	中間見直し	中間見直し計画開始年度												

2. ごみ処理基本計画

2.1 ごみ処理現状

(1) ごみ処理フロー

本町のごみ処理は、広域連合に搬入後、可燃ごみのみ民間施設で焼却処理を行い、それ以外のごみ種は、広域連合で処理を行っています。(図1)

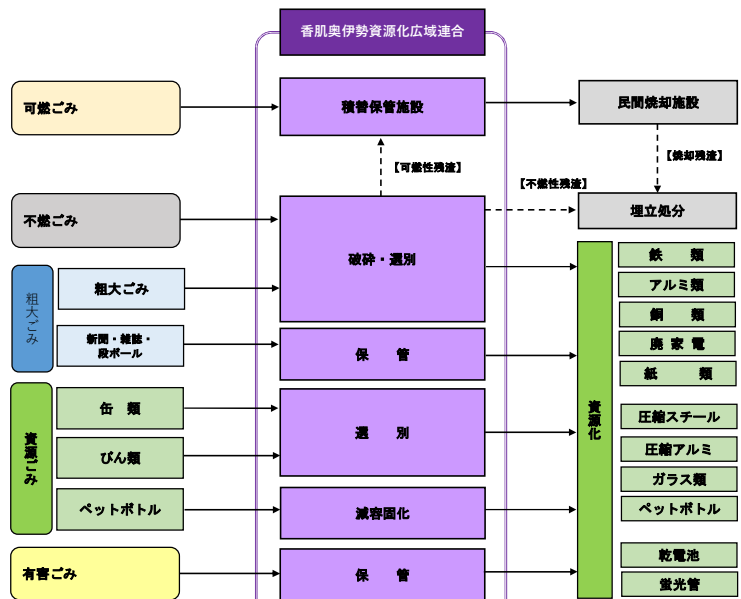
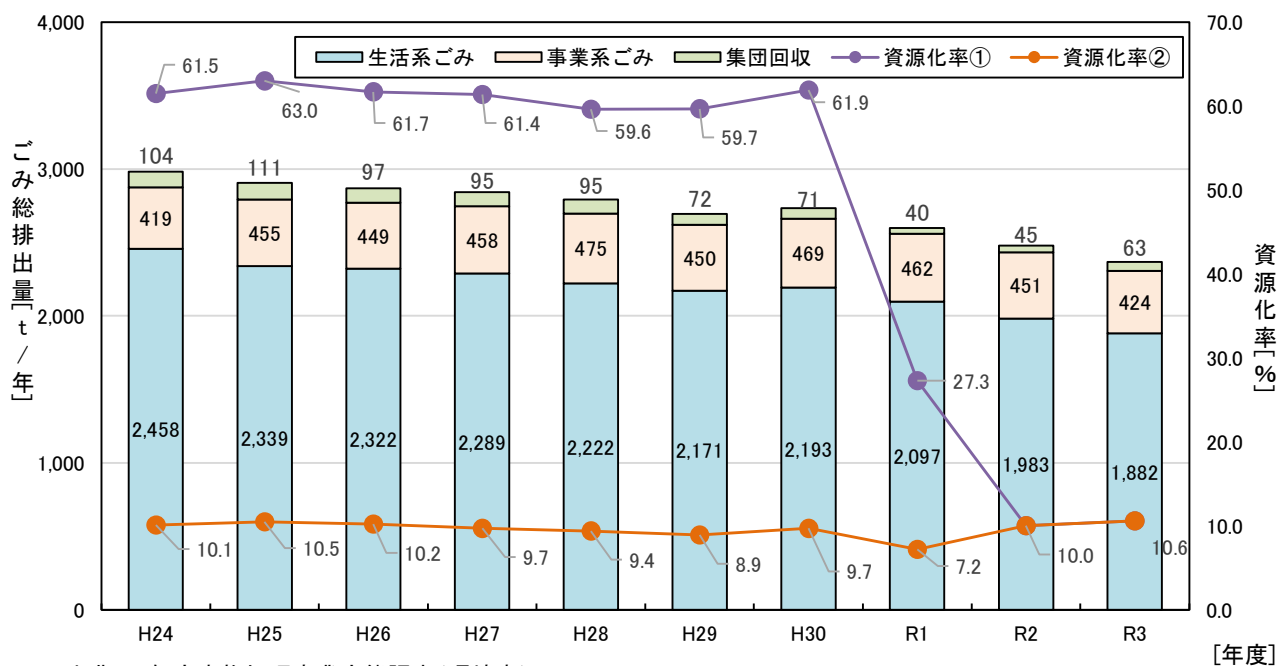


図1 ごみ処理フロー

(2) ごみ排出量の状況

令和3年度のごみ排出量の内訳は、家庭系ごみが79.4%、事業系ごみ17.9%、集団回収2.7%の構成となっています。生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収ともに概ね減少傾向にあります。(図2、表2)

資源化率は、広域連合の固形燃料化施設の稼働停止後(令和元年度)大きく減少しましたが、固形燃料を除く資源化率は、概ね10%程度で推移しています。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

図2 ごみ排出量の推移(現況)

表2 ごみ排出量の推移(現況)

[年度]	単位:t/年 資源化率%									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
生活系ごみ	2,458	2,339	2,322	2,289	2,222	2,171	2,193	2,097	1,983	1,882
事業系ごみ	419	455	449	458	475	450	469	462	451	424
ごみ排出量 ^{注1}	2,877	2,794	2,771	2,747	2,697	2,621	2,662	2,559	2,434	2,306
集団回収	104	111	97	95	95	72	71	40	45	63
ごみ総排出量 ^{注2}	2,981	2,905	2,868	2,842	2,792	2,693	2,733	2,599	2,479	2,369
資源化率① ^{注3}	61.5	63.0	61.7	61.4	59.6	59.7	61.9	27.3	10.0	10.6
資源化率② ^{注4}	10.1	10.5	10.2	9.7	9.4	8.9	9.7	7.2	10.0	10.6

注1: ごみ排出量=生活系ごみ+事業系ごみ

注2: ごみ総排出量=生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収

注3: 資源化率① 固形燃料を含む資源化率(令和2年度以降は資源化率②と同値)

注4: 資源化率② 固形燃料を含まない資源化率

出典: 一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

2.2 計画の目標

本町のごみ処理の現状を踏まえ、三重県の動向を勘案して、令和3年度を基準年度、令和9年度を目標年度とした、以下の3つの目標を設定します。

目標1：広域連合と連携し、本町から排出されるごみの適正な処理に努めます。

目標2：1人1日当たりの排出量（g/人/日）を令和3年度より増加しないように努めます。

目標3：分別の徹底を周知し、その受け皿としての集団回収の促進に努めます。

計画目標達成後のごみ排出量の推移を図3に示します。目標達成後、計画目標年度における資源化率は11.5%となり、基準年度より0.9ポイント向上します。

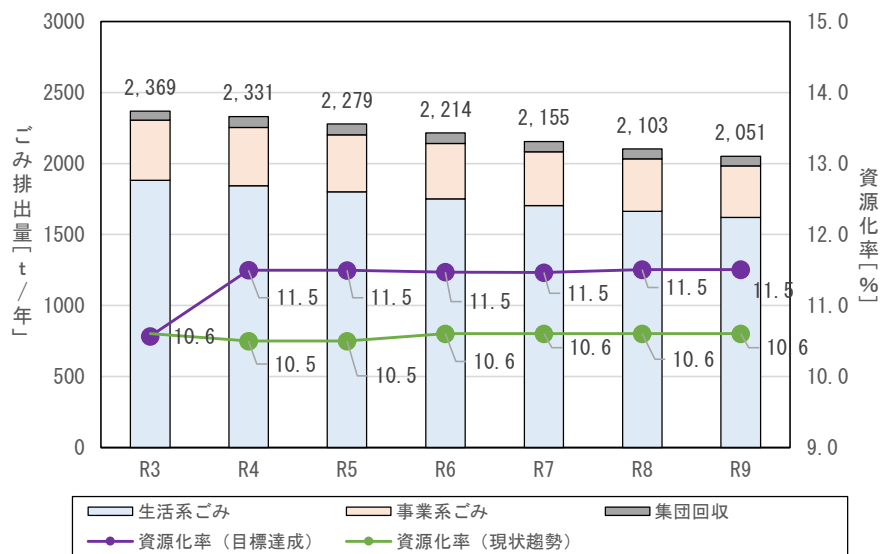


図3 ごみ排出量・資源化率の推移（目標達成）

2.3 基本施策

計画目標の達成に向けて、以下の基本施策・実施施策を展開します。

基本方針	基本施策	実施施策
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ排出量の削減 ○事業系ごみの減量化・資源化 ○環境教育の充実 	<p>排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民意識の改革 ○分別排出の促進 ○使い捨て生活の改善 ○町民・事業者への減量指導 	<ul style="list-style-type: none"> ① 啓発活動の推進 ② 生ごみ処理容器の普及 ③ 分別排出の徹底 ④ ごみ減量推進協力店制度の拡大充実 ⑤ 環境マネジメントシステムの認証取得への働きかけ ⑥ 事業系ごみ排出者への分別排出徹底、収集運搬業者への分別搬入指導
	<p>資源化（再利用・再生利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆循環型社会形成推進基本法を軸とした諸法律推進・資源有効利用促進法の推進 ○容器包装リサイクル法の推進 ○家電リサイクル法の推進 ○食品リサイクル法の推進 ○グリーン購入法の推進 ○プラスチック資源循環促進法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ① リサイクル資源回収団体への支援 ② リサイクル資源回収（びん、金属、古紙等） ③ 再利用・再生品の利用拡大 ④ フリーマーケット、不用品交換等の情報提供 ⑤ 店頭回収の推進 ⑥ 食品残渣や建設廃棄物の再生利用の推進 ⑦ プラスチック類の資源化推進【新規】
	<p>町民との協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベントの開催 ○民間団体等との連携 ○環境情報の提供 ○環境学習の充実 ○高齢者支援の検討 ○外国人居住者への支援 ○適正処理困難物等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民の自主的活動組織の構築 ② 各種住民団体との連携 ③ 事業者との連携 ④ 環境美化運動等 ⑤ 環境学習 ⑥ 高齢者支援の検討【新規】 ⑦ 外国人居住者への支援 ⑧ 適正処理困難物等への対応

3. 生活排水処理基本計画

3.1 生活排水処理の処理体系

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、奥伊勢広域行政組合が管理・運営する奥伊勢クリーンセンター（処理能力 40kL/日）において処理・処分を行っています。

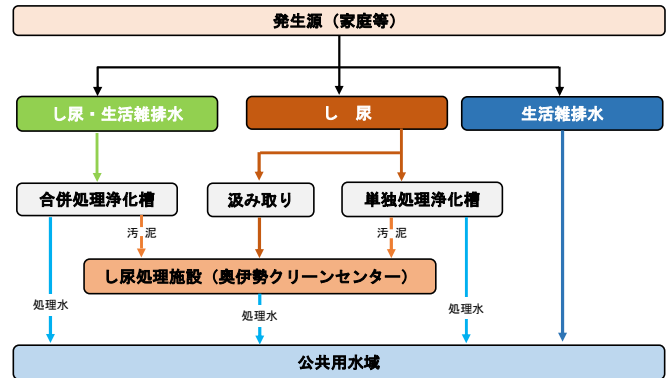


図 4 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の流れ

3.2 基本方針

本町における生活排水処理の基本方針（目標）を以下のように定めます。

- 生活排水処理率の向上を目指します。
- 合併処理浄化槽の効率的な整備を推進します。
- し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。
- 浄化槽の適正な維持管理を徹底します。

3.3 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標として、生活排水処理施設整備率を以下のように定めます。

目標 生活排水処理施設整備率 92.4%以上（令和 17 年度）

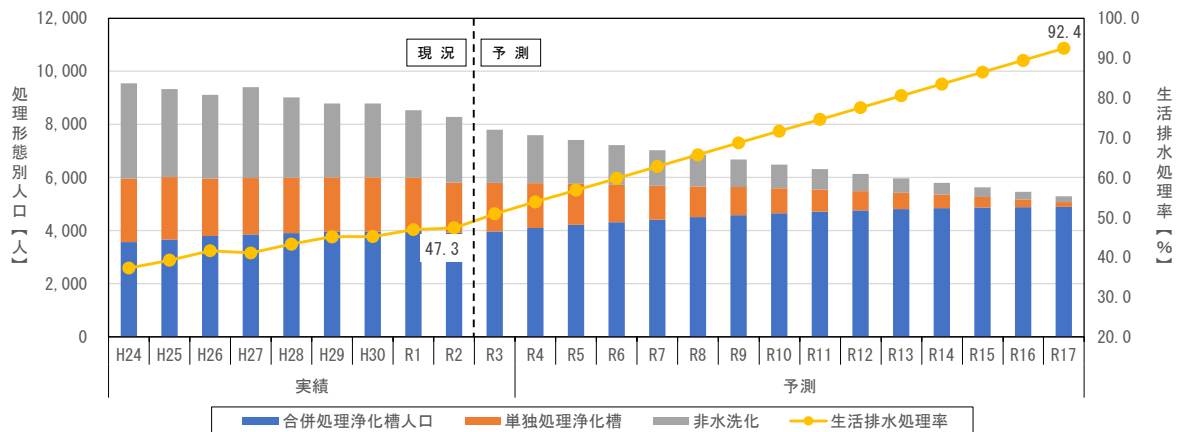


図 5 処理形態別人口・生活排水処理率の推移

3.4 達成に向けての施策

計画達成に向けて、以下の施策を展開します。

基本施策		実施施策
処理対策	合併処理浄化槽の普及	助成制度の充実
発生量削減のための対策	啓発の推進	環境学習の充実
浄化槽の維持管理	啓発の推進	環境情報の提供
		地域住民との連携・家庭での生活排水対策実践の普及
		浄化槽設置者への清掃・保守点検・法定検査実施の啓発



大紀町一般廃棄物処理基本計画【概要版】
 発行：令和 5 年 3 月
 大紀町 環境水道課
 〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原 1610 番地 1
 TEL 0598-86-2245 FAX 0598-86-3191